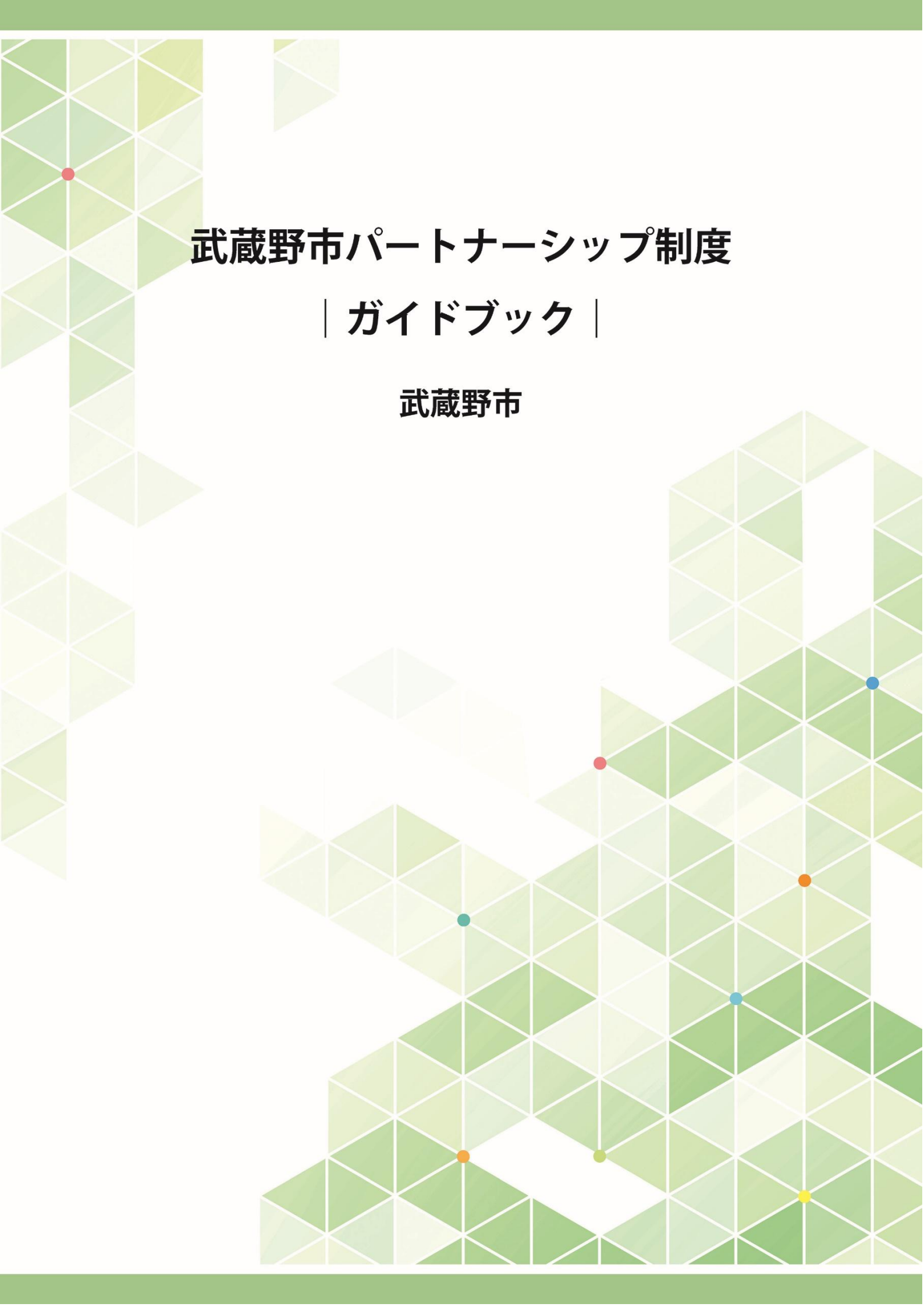




武蔵野市パートナーシップ制度

| ガイドブック |

武蔵野市

ごあいさつ

武蔵野市第六期長期計画では、基本施策の一つに「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を掲げ、一人ひとりの命と人権が守られる真に平和な状態を保ち、多様性を認め合い尊重し合う社会を構築していくために、意識啓発や理解促進に向け取り組むこととしています。

パートナーシップ制度を実施するにあたり、制度を武蔵野市男女平等の推進に関する条例(平成 29 年3月 22 日条例第1号)に位置付け、性別等に起因する差別は重要な課題であること、また、それぞれの能力と個性を十分に発揮できる社会を実現するためには、一人ひとりの命と人権が守られることが重要であることを明記しました。

また条例では、性自認や性的指向について、本人に公表を強制してはならないことや、本人が公表しようとすることを禁止してはならないこと、また、本人の意思に反して公表してはならないことも新たに決めました。市、市民、事業者等の責務も明確にし、市は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとするとしています。

今後も、パートナーシップ制度をはじめとする様々な取組を通じて、多様性を認め合う社会の構築及び男女平等推進施策の推進に一層取り組んでいきます。市民の皆様、事業者等の皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

武蔵野市長

目 次

制度概要	1
パートナーシップ届受理証等の提示を受けた方へ	2
多様な性のあり方の尊重に向けてお願いしたいこと	6
事業者等の取組事例	8
パートナーシップ制度を利用するには	10
パートナーシップ制度利用者向け Q&A	11
相談窓口	12
条例	13

制度概要

制度の目的と概要

多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築を目指し、性別等※にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的とした制度です。

パートナーシップの届出を市長が受理し、受理したことを証する書面（パートナーシップ届受理証）を交付します。届出は、同性同士、異性同士にかかわらず行うことができます。

※ 性別等とは

男女の別だけではない多様な性の在り方（性自認（自らの性別に関する認識をいう。）及び性的指向（恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。）を含む。）をいう。

…武蔵野市男女平等の推進に関する条例第2条第1項第1号

制度の対象者(対象要件)

パートナーシップの届出をすることができる方は、次の全ての要件を満たした方です。

- (1) 性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人であること。
- (2) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (3) パートナーシップの届出をしようとする者の双方に、配偶者がいないこと。
- (4) 届出者の双方に、当該届出者の他に婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないこと。
- (5) 届出者の双方が、当該届出者以外の者と武蔵野市及び他の地方公共団体のパートナーシップ制度その他これに類する制度を利用していないこと。
- (6) 届出者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係にないこと。
- (7) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 届出者の双方が市の区域内に住所を有していること。
 - イ 届出者の一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内に住所を有することを予定していること。
 - ウ 届出者の双方が市内に住所を有することを予定していること。

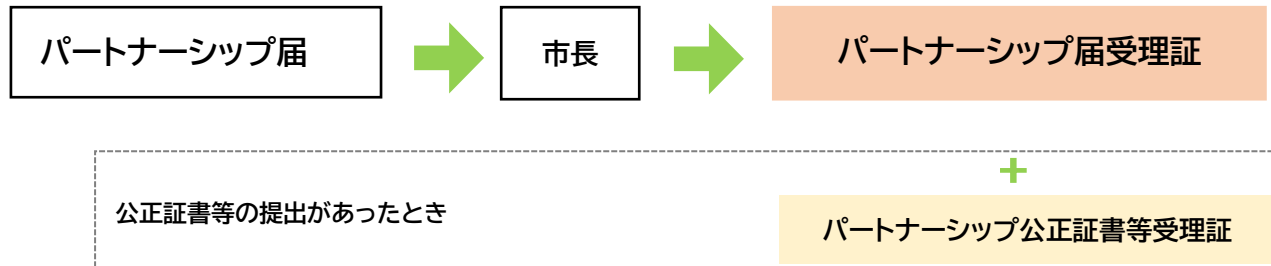
事実婚の関係でもパートナーシップ制度を利用できますか

武蔵野市のパートナーシップ制度は、性別等を問わずに届出をすることができます。事実婚関係にある異性カップルも制度を利用することができます。

パートナーシップ届受理証等の提示を受けた方へ

武蔵野市パートナーシップ制度は、「性別等に関わりなく、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が安心して暮らし続けられること」を目的としています。武蔵野市パートナーシップ制度に、ご理解をいただき、ご協力をお願いします。

パートナーシップ届受理証交付の流れ



パートナーシップ届受理証

パートナーシップの届出を受理したときに、A4 サイズ(下図①)のパートナーシップ届受理証を交付します。また、希望に応じて携帯用カード形式(下図②)、掲示形式(下図③)の受理証を交付します。

① A4 サイズ

This is the A4 size form for the Partner Partnership Certificate. It includes fields for the names and addresses of both partners, the date of application, and the date of receipt. It also features the official seal of the Mayor of Musashino City and a space for the signature of the Mayor. A red box labeled '見本' (Sample) is placed over the top right corner.

② 携帯用カード形式

This is the pocket card form for the Partner Partnership Certificate. It includes fields for the names and addresses of both partners, the date of application, and the date of receipt. It also features the official seal of the Mayor of Musashino City and a space for the signature of the Mayor. A red box labeled '見本' (Sample) is placed over the top right corner. The form is divided into two sections: '表面' (Front) and '裏面' (Back). The back section contains a message to the recipients of the certificate, explaining the purpose of the制度 and encouraging mutual cooperation and support.

③ 掲示形式

This is the poster form for the Partner Partnership Certificate. It features the official seal of the Mayor of Musashino City and a space for the signature of the Mayor. A red box labeled '見本' (Sample) is placed over the top right corner.

This is the poster form for the Partner Partnership Certificate. It features the official seal of the Mayor of Musashino City and a space for the signature of the Mayor. A red box labeled '見本' (Sample) is placed over the top right corner.

This is the poster form for the Partner Partnership Certificate. It features the official seal of the Mayor of Musashino City and a space for the signature of the Mayor. A red box labeled '見本' (Sample) is placed over the top right corner.

パートナーシップ公正証書等受理証

公正証書等※の提出があったときに交付します。携帯用カード形式(下図①)と掲示形式(下図②)があり、希望に応じてどちらか、または両方を交付します。

①携帯用カード形式

携帯用カード形式の受理証は、表裏2面あります。表は、氏名、生年月日、武蔵野市男女平等の推進に関する条例第18条第2項の規定に基づき、合意契約公正証書その他の書類の提出を受けたことを証します。裏は、戸籍上の氏名（左右記載位置は表面と同一です。氏名：）、この証の提示を受けられた方へ、この証は、パートナーシップの届出に加え、「双方が、お互いの人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことについて合意を明記した書類（公正証書等）」の提出があった方に対して交付しています。武蔵野市のパートナーシップ制度は、「性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられること」を目的としています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

②掲示形式

掲示形式の受理証は、氏名、生年月日、武蔵野市男女平等の推進に関する条例第18条第2項の規定に基づき、合意契約公正証書その他の書類の提出を受けたことを証します。武蔵野市のパートナーシップ制度は、「性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられること」を目的としています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【※公正証書等とは】

「双方が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことについて合意している旨を明記した合意契約公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を受けた書類のことです。

公正証書は、私人からの囑託により、公証人が作成する文書です。文書の成立について真正である（その文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたものである）との強い推定が働きます。

市で交付するパートナーシップ公正証書等受理証は、市長が公正証書等の提出を受理したことを証する書面です。パートナーシップ届受理証を持っていることに加えて、公正証書等を作成しているということを第三者に説明する際の利便性などのために交付するものです。

「パートナーシップ届仮受理証」について

届出をする2人のうち少なくともどちらか1人が市外から武蔵野市に転入する予定であるときは、「パートナーシップ届仮受理証」(A4サイズ)を交付します。届出後、3か月以内に住民票の提出と手続きがあった場合、正式な「パートナーシップ届受理証」を交付します。

第3号様式（第4条関係）



番号

社会生活上日常的に使用している氏名（通称名）
の使用も可能です。
※裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

パートナーシップ届受理証

氏 名 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

生年月日 _____ 年 月 日

住 所 _____

住 所 _____

武蔵野市男女平等の推進に関する条例第18条第2項の規定に基づき、パート
ナーシップの届出を受理したことを証します。

受理日 _____ 年 月 日

届出を受理した日

武蔵野市長 _____

印

武蔵野市は、全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深め
ることで、一人ひとりの命と人権が守られ、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能
力を十分に発揮できる男女平等社会の実現を目指しています。

交付日 _____ 年 月 日

この書面を交付した日

多様な性のあり方の尊重に向けてお願いしたいこと

多様な性のあり方を尊重することは、人権の観点からも重要です。全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性のあり方に関する理解を深めることで、一人ひとりの命と人権が守られ、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会の実現に向け、性自認や性的指向は多様であることを理解し、差別や配慮に欠けた言動を行わないよう心掛けていきましょう。

性のあり方の構成要素

性のあり方(セクシュアリティ)は、主に4つの要素の組み合わせによって形づくられていますが、この組み合わせは多様です。はっきりと分けられるものとは限らないため、「性はグラデーション」と言われることもあります。

身体的性別 (身体の性)	性に関する身体のつくりや身体的・生物学的特徴などを言います。
性自認 (自認する性)	自分の性をどう捉えているかを指します。
性的指向 (好きになる性)	恋愛感情がどの性別に向くか向かないかを表します。
性表現 (表現する性)	言葉づかい、服装、しぐさ等から見る社会的な性別をどう表現しているかを表します。必ずしも性自認と一致するとは限りません。

性的マイノリティに該当する人は約8～10%という調査結果があります

調査実施者	調査時期	性的マイノリティの割合
日本労働組合総連合会	平成 28 年6月	8.0%
電通ダイバーシティ・ラボ	平成 30 年 10 月	8.9%
株式会社LGBT総合研究所	平成 31 年4月～令和元年5月	10.0%

性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言

令和元(2019)年10月 29 日

武蔵野市では、「すべてのひとが、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を目指して、「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」に取り組んでいくとして、市長が「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言」をしました。多様な性を生きる人々の声を聴くこと、多様な性を生きる人々に対して支援等を行うことなどをうたっています。

SOGI（ソジ・ソギ）

どのような性を好きになる／ならないかという「Sexual Orientation(性的指向)」と、自身の性をどのように考えるかという「Gender Identity(性自認)」の略称。性的マイノリティだけでなく、あらゆる人の性を構成する要素や特徴を表す概念です。

性的マイノリティ

「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々は、性的マイノリティあるいはLGBTなどと呼ばれています。

アウティング

本人の許可なく、本人の意思に反して性自認又は性的指向を第三者に公表することを言います。アウティングは深刻な影響をもたらすものであり、重大な人権侵害だと認識する必要があります。

カミングアウト

性自認又は性的指向に関して本人が公表することを言います。カミングアウトをすることを他者が強制してはいけないことはもちろん、本人がカミングアウトをしようとすることを他者が禁止してもいけません。

SOGI ハラスメント

性自認や性的指向に関連した差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力を言います。

SOGI ハラスメントには次のようなものがあります。

- 差別的な言動や呼称、嘲笑を含む表現
- 望んでいない性別での生活の強要
- 不当な入社拒否・異動・解雇など
- 施設やサービスの不当な利用拒否
- SOGI を理由としたいじめ、無視、暴力行為
- アウティング行為

アライ(Ally)の存在が性的マイノリティを勇気づけます

アライ(Ally)とは、性的マイノリティに対する理解と支援の意思を表明している人を言います。

参考

東京都総務局「多様な『性』があること、知っていますか？」(動画、8分09秒)

<https://www.youtube.com/watch?v=sBwiUOmU23M>



事業者等の取組事例

武蔵野市では、性的指向・性自認に関する相談事業や、職員向けの研修、市民に向けた啓発事業など、さまざまな取組を進めています。令和4年4月からは、パートナーシップの届出をした方同士で市営住宅に申込ができるようになりました。

事業者等でも多様な性に配慮した取組が広がっています。

多様な性を想定した事業者等の取組にはどのようなものがありますか

職場環境に関する取組や提供するサービスでの取組があります。

▼職場環境に関する取組の例

方針の策定・周知や推進体制づくり

多様性を尊重すること、差別を行わないことなどを経営方針、宣言、就業規則に明記しているなど。

研修・周知啓発などによる理解の増進

従業員一人ひとりが性的指向や性自認について基本的な知識を持つよう、研修を実施しているなど。

相談体制の整備

従業員から性的指向や性自認に関わる相談を受けられるよう相談窓口を設置しているなど。外部機関と連携して窓口を設置している例もあります。

福利厚生

同性のパートナーがいる従業員に対して、結婚祝い金や休暇、家賃補助などの対象としているなど。

性的マイノリティに関する取り組みを進めるに当たって心がけるポイント

1. 方針の策定・周知や推進体制づくり
2. 研修・周知啓発などによる理解の促進
3. 相談体制の整備
4. 採用・雇用管理における取組
5. 福利厚生における取り組み
6. トランスジェンダーの社員が働きやすい職場環境の整備
7. 職場における支援ネットワークづくり

出典:『多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集～性的マイノリティに関する取組事例～』(厚生労働省)

▼提供するサービスでの取組の例

医療機関で

面会や医療の提供に関する同意について、法的な親族に限定せず、同性パートナーも認めている医療機関もあります。

不動産会社で

LGBTフレンドリーを表明したり、LGBTフレンドリーな物件を紹介したりする不動産会社も増えています。

各種保険会社で

保険金の受取人に同性パートナーを指定することを認めている会社もあります。

銀行で

住宅ローンを同性パートナーと2人で組むことを認めている銀行もあります。

航空会社で

マイレージサービスの家族会員の対象を同性パートナーにも認めている航空会社もあります。

携帯電話会社で

家族向け割引サービスの対象を同性パートナーにも認めている携帯電話会社もあります。

トイレや更衣室の利用についてはどうしたらよいですか

トランスジェンダー※の方にとって、自認する性別とは異なる性別のための設備を使うことが大きなストレスになる可能性があります。そのため、性別にかかわらず利用できる設備を設けたり、周囲の理解にも配慮しながら当事者が希望する性別の設備を利用することを認めている事例があります。

※トランスジェンダーとは

生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない方。

出典:『多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集～性的マイノリティに関する取組事例～』(厚生労働省)

参考

○法務省

人権啓発ビデオ「企業と人権 職場からつくる人権尊重社会【LGBT(性的少数者)に対する差別・偏見】」

<https://www.youtube.com/watch?v=PGt4tUQy2u8>(動画、5分19秒)



○厚生労働省

『多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集～性的マイノリティに関する取組事例～』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyouukintou/0000088194_00001.html



パートナーシップ制度を利用するには



事前予約

武蔵野市男女平等推進センターに連絡し事前予約をお願いします。

【連絡先】電話 0422-37-3410

メール danjo@city.musashino.lg.jp

開館時間 午前9時～午後10時(木曜日・年末年始 休館)



届出

◎届出方法…事前に予約した日時・場所に2人で来所して届出を行ってください。

◎届出書類…パートナーシップ届、パートナーシップ届出要件確認書

※通称名で届出することができます(戸籍上の氏名の記入も必要です。)

◎添付書類…独身の証明:戸籍謄本又は抄本

住所の確認:住民票の写し

◎提示書類…本人確認書類:個人番号カードや運転免許証



交付

◎「パートナーシップ届受理証」を交付します(1組につき1通)。

希望に応じて他の形式の受理証も交付できます。

・「携帯用カード形式のパートナーシップ届受理証」(交付手数料 1通 350 円)

・「掲示形式のパートナーシップ届受理証」(交付手数料 1通 1,400 円)

転入予定の方

「パートナーシップ届仮受理証」を交付します。届出後、3か月以内に住民票の提出と手続きがあった場合、正式な「パートナーシップ届受理証」を交付します。

その他にも

◎「パートナーシップ公正証書等受理証」を交付します。

公正証書等※の提出を受理した場合は、以下の受理証を希望に応じて交付します。

・「携帯用カード形式のパートナーシップ公正証書等受理証」(交付手数料 1通 350 円)

・「掲示形式のパートナーシップ公正証書等受理証」(交付手数料 1通 1,400 円)

※ 双方が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことについて合意している旨を明記した合意契約公正証書又は宣誓認証若しくは私文書認証を受けた書類。(P 3 参照)

パートナーシップ制度利用者向け Q&A

Q1 市外に住所を有するパートナーと届出をすることはできますか。

届出をする双方が市内に住所を有することを原則としています。ただし、転入予定の場合は、転入前に届出を行うことができます。

Q2 外国籍でもパートナーシップ制度を利用できますか。

外国籍の方も対象者の要件に合致すればパートナーシップ制度を利用できます。届出の際に、独身であることを証明する書類(婚姻要件具備証明書等)とその日本語訳をご提出ください。

Q3 制度を利用するのに費用はかかりますか。

パートナーシップ届受理証(A4サイズ)の交付は無料です。その他、希望に応じて交付する、携帯用カード形式や掲示形式のパートナーシップ届受理証、公正証書等受理証(携帯用カード形式又は掲示形式)の交付には、手数料がかかります。

届出に必要な住民票の写しや戸籍抄本などを取得するための費用は、自己負担となります。

Q4 届出の際にはプライバシーは守られますか。

届出は事前予約制とし、プライバシーに配慮した手続きを行います。

Q5 届出場所はどこですか。

届出場所は武蔵野市立男女平等推進センター(境 2-3-7 市民会館1階)が基本ですが、市役所市民課、市政センター窓口で届出をすることも可能です。必ず、男女平等推進センターに連絡のうえ、事前予約をお願いします(Tel0422-37-3410)。

Q6 パートナーシップの届出はオンラインや郵送、代理人による届出はできますか。

提出書類の内容や届け出る本人であることを直接確認する必要があるため、お2人で来所して直接手続きをしてください。

Q7 通称名を使用できますか。

届出等において、社会生活上日常的に使用している氏名(通称名)も使用することができます。なお、通称名を使用する場合には受理証の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q8 公正証書とは何ですか。

公正証書とは、私人からの囑託により、公証人が作成する文書です。文書の成立について真正である(その文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたものである)との強い推定が働きます。なお公正証書の作成には費用がかかります。詳しくは公証役場にお問合せください。

Q9 パートナーシップ届受理証等を紛失したときはどうしたらいいですか。

紛失や破損・汚損などした場合は、再交付が可能です。詳しくは男女平等推進センターにお問合せください。

相談窓口

パートナーシップ制度に関する問い合わせ、予約

武蔵野市立男女平等推進センター

電話 0422-37-3410 / メール danjo@city.musashino.lg.jp

むさしのにじいろ相談

性的指向・性自認に関する相談。ご家族や支援者の方からの相談も受付けます。

電話相談 ☎ 0422-38-5187（電話相談専用）※予約不要	第2水曜日
来所面談 ☎ 0422-37-3410（予約専用）※予約制	午後5時30分～午後8時30分

女性総合相談

自分自身や家庭・職場・学校での人間関係など、様々な悩みに女性相談員が応じます。

第1土曜日 午後1時～午後3時50分	※1回50分、予約制	男女平等推進センター ☎ 0422-37-3410
第2金曜日 午後6時～午後7時50分		
第3月曜日 午後2時～午後3時50分		
第4火曜日 午前9時～午前11時50分		

女性法律相談

離婚・扶養（養育）・相続などの法律的な対応や手続きについて女性弁護士が相談に応じます。

第1土曜日 午前9時30分～正午	※1回30分、予約制	男女平等推進センター ☎ 0422-37-3410
------------------	------------	------------------------------

Tokyo LGBT 相談

性自認及び性的指向に関する様々な悩みや不安について相談を受け付けています。ご本人だけでなく、ご家族等からの相談にも応じます。

電話相談	☎ 03-6742-3471 毎週火曜日・金曜日 午後6時～午後10時（祝日・年末年始を除く）
LINE 相談	《LINE 公式アカウント》LGBT相談@東京 毎週月曜日・水曜日・木曜日午後5時～午後10時（受付は午後9時30分まで、祝日・年末年始を除く）

東京ウィメンズプラザ

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）、交際相手からの暴力（デートDV）、夫婦や親子の問題、生き方、人間関係など、暮らしのなかで抱えるさまざまな悩みについて、相談を受けています。

一般相談	☎ 03-5467-2455 / ☎ 03-5467-1721（DV専用ダイヤル）
男性のための悩み相談	☎ 03-3400-5313

東京都女性相談支援センター

女性からのさまざまな相談に応じています。同時に、配偶者からの暴力（いわゆる「ドメスティック・バイオレンス＝DV」）で悩んでいる人のための配偶者暴力相談支援センターでもあります。緊急の保護や自立のために支援が必要な女性の相談を受けています。

女性相談支援センター 多摩支所	☎ 042-522-4232（夜間休日の緊急の場合 ☎ 03-5261-3110）
--------------------	---

東京都労働局

性的指向・性自認に関連する労働問題、パワーハラスメントを含めたいじめ・いやがらせ、セクシュアルハラスメントに関する相談を受けています。

性的指向・性自認に関連する労働問題 パワーハラスメント等	総合労働相談コーナー	☎ 03-3512-1608
セクシュアルハラスメント	雇用環境・均等部指導課	☎ 03-3512-1611

条例

武蔵野市男女平等の推進に関する条例(一部抜粋)

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和 60 年に婦人問題懇談会を設置し、以来「武蔵野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切にしたい自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和 50 年代における吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動、平成 10 年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する差別や暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、一人ひとりの命と人権が守られ、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

目的(第1条)

○この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、武蔵野市(以下「市」という。)、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

定義(第2条)

○性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。))及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。))を含む。をいう。

○男女平等 全ての人が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ責任を分かち合うことができることをいう。

○パートナーシップ制度 性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的として、市長がパートナーシップの届出を受理した場合に、受理したことを証する書面を交付する制度をいう。

市の責務(第4条)

○市は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、及び当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

市民の責務(第5条)

○市民は、パートナーシップ制度の目的を尊重するよう努めるものとする。

事業者等の責務(第6条)

○事業者等は、その活動においてパートナーシップ制度に最大限配慮し、及び当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

禁止事項(第7条)

○市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性に関するハラスメントを行ってはならない。

○市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

○市、市民及び事業者等は、性自認又は性的指向に関する公表を強制し、又は禁止してはならない。

○市、市民及び事業者等は、本人の意思に反して性自認又は性的指向を第三者に公表してはならない。

パートナーシップ制度の実施(第18条)

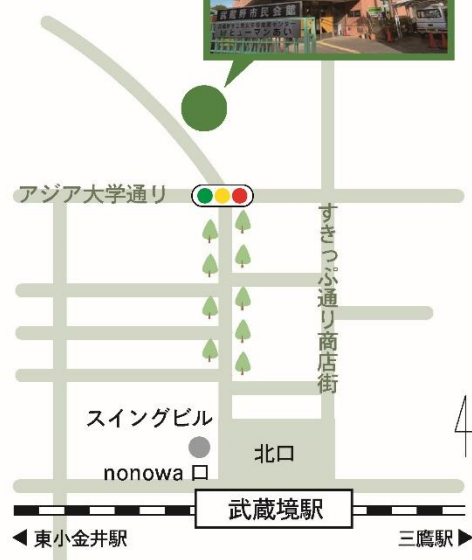
○パートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

○市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書面を交付する。この場合において、合意契約公正証書その他規則で定める書類の提出を受けたときは、当該提出を受理したことを証する書面を併せて交付する。

○前2項に定めるもののほか、パートナーシップ制度の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

武蔵野市立男女平等推進センター

♥ ヒューマンあい



お問合せ／事前予約先

武蔵野市市民部市民活動推進課男女平等推進センター

〒180-0022 武蔵野市境 2-3-7 市民会館 1 階

電 話 0422-37-3410

メー ル danjo@city.musashino.lg.jp